

**「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について**

平成 24 年 3 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正（案）について、平成 24 年 2 月 9 日から平成 24 年 2 月 22 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（3 社 4 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
1	第 3 条 第 3 項	「顧客から前項の申込みを受けた旨が確認できるようにしなければならない」とあるが、これは、申し込みを受けた時点で顧客の意思を確認することが求められるだけでなく、申し込みを受けた後においても、その事実が確認できるようにしておくことが求められているとの理解でよいのか。	御理解のとおりです。
2	第 28 条 第 1 項	「インターネットの利用その他の方法により当該資料等が容易かつ継続的に取得することができる場合」とあるが、誤解や無用な拡大解釈がされることを防ぐため、その趣旨を明確にすべく、具体的に想定している方法を示すべきではないか。	「インターネットの利用その他の方法により」とは、投資者にとって、即時又は迅速に、無料又は通常の通信費程度の低廉な費用で、発行者により公表された信頼できる資料等が、継続的に取得できる場合であれば足りると思います。なお、具体例としては、発行者のホームページ、外国株券等が上場している適格外国金融商品市場を運営する取引所のホームページ、当該適格外国金融商品市場を監督する監督官庁のホームページ又は本協会に準ずる自主規制機関のホームページにおいて、資料等が継続的に公表されており、当該資料を閲覧できるような場合が考えられます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
3	第 28 条 第 3 項 第 3 号	協会員による公衆縦覧の方法に関し、具体的な方法に定めはあるのか。金商業者の店頭に配備しておく、又はホームページ上に掲載する事で足りるか。	資料等の縦覧の方法については、協会員において、一般の投資者が自由に資料等を縦覧できる方法として適当な方法を具体的に定めていただくこととしております。御提案の方法もその方法の 1 つと考えられます。
4	第 28 条 第 3 項 第 4 号	事実を公表するとあるが、金商業者のホームページ上で公表することで足りるか。	公表の方法については、各社で定める資料等の縦覧方法と平仄を合わせる等、適当な方法により御対応ください。 資料等の縦覧を協会員のホームページに掲載する方法により行っている場合には、当該ホームページで公表することもその方法の 1 つと考えられます。

以 上